

定禅寺通活性化検討会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「定禅寺通活性化検討会」とする。

(目的)

第2条 本会は、杜の都・仙台を象徴する定禅寺通エリアの魅力を向上させ、次世代につながっていくため、官民連携のもとにエリア価値の向上につながるまちづくりを推進することを目的とする。

(検討範囲)

第3条 本会の検討範囲は、定禅寺通エリア（別図範囲）及び定禅寺通エリアに関連する地域とする。

(検討事項)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討し、今後の定禅寺通エリアのまちづくりの基本構想案をとりまとめる。

- (1) 定禅寺通エリアの将来像に関する事
- (2) 活性化や魅力向上に資する取組みに関する事
- (3) 道路空間再構成に関する事
- (4) 歩行空間の利活用に関する事
- (5) エリアマネジメントに関する事
- (6) その他、第2条の目的を達成するために必要な取組みに関する事

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員、ならびにオブザーバーにより構成する。なお、会員は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに類する者）に該当しないこと及び反社会的勢力と一切の関係を有していないことを要件とする。

- (1) 正会員は、定禅寺通エリア内の各商店会や町内会の代表者、街づくり団体、定禅寺通に面する土地建物にかかる所有権及び地上権の保有者であって、本会の趣旨に賛同する個人又は法人・団体
- (2) 準会員は、正会員の資格は有さないが、本会の趣旨に賛同し、前条の活動に積極的に取組む個人又は法人・団体
- (3) オブザーバーは、本会の取組みに関し調整を必要とする行政機関及び各種団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとし、幹事会は、入会しようとする者が第5条に該当すると認める場合は、入会を承認するものとする。

(退会及び資格喪失)

第7条 本会から退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が第5条に該当しなくなった場合には、会員の資格を喪失する。

(除名)

第8条 会員が、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき、又は会員としてふさわしくないと判断されたときは、幹事会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。

第3章 役員および顧問

(役員の種類および選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 20名以内

2 役員は、全体会の議決により選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名する副会長がその職務を代行する。

3 幹事は、会長、副会長とともに幹事会を構成し、全体会及び幹事会の議決に基づいて、会務の執行にあたる。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、役員欠員により新たに選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(役員変更)

第12条 役員が人事異動等により任期途中で、その役職を務められなくなった場合には、法人又は団体においては後任を選定し、その旨を幹事会に届け出ることにより変更できるものとする。

(顧問)

第13条 本会が承認する顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会議

(全体会)

第14条 全体会は、正会員をもって構成され、ただし、届出により代理の者が出席できるものとする。また、準会員、オブザーバーも参加できるものとする。

2 全体会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、予め会長が指名する正会員が議長となる。

3 前項の規定にかかわらず、全体会は、会長が適当と認めた場合には、書面による開催とすることができる。

4 全体会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定、変更又は廃止
- (2) 定禅寺通エリアの将来像に関する事
- (3) 道路空間再構成の方向性に関する事
- (4) 定禅寺通エリアのまちづくりの基本構想案とりまとめに関する事
- (5) 年次計画に関する事
- (6) 幹事会において必要と認める重要な事項

5 全体会は、正会員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。なお、委任状の提出があるときは出席したもののみならず。また、会議の議事は、出席した正会員（議長を除く）が有する議決権の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は、議長がこれを決する。ただし、第3項の規定により、書面による開催とした場合、「出席」は「会長の指定した期日までに書面を提出」と読み替えるものとする。

(幹事会)

第15条 本会の活動を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長及び副会長、幹事をもって構成され、それぞれが指名する者が代行することができる。また、会長が必要と認める者が参加できるものとする。

3 幹事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、予め会長が指名する正会員が議長となる。

4 前項の規定にかかわらず、幹事会は、会長が適当と認めた場合には、書面による開催とすることができる。

5 幹事会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 全体会に付議又は報告すべき事項
- (2) ワーキンググループの設置又は廃止及び協議事項の調整
- (3) その他、本会が活動を行うために必要な事項

6 幹事会は、役員のうち2分の1以上が出席しなければ成立しない。なお、委任状の提出があるときは出席したものとみなす。また、会議の議事は、出席した役員（議長を除く）が有する議決権の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は、議長がこれを決する。ただし、第4項の規定により、書面による開催とした場合、「出席」は「会長の指定した期日までに書面を提出」と読み替えるものとする。

（ワーキンググループ）

第16条 本会に、第4条に掲げる事項について検討するワーキンググループを設けることができる。

2 正会員及び準会員は、ワーキンググループに参加することができる。

3 ワーキンググループに関し必要な事項は、幹事会の議決により別に定める。

（専門家等の参加）

第17条 会議において、会長が必要と認める場合、学識経験者等の専門家、仙台市等関連機関職員及びまちづくりに関する知見を有すると会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5章 事務局

（事務局）

第18条 本会の事務局は、仙台市まちづくり政策局政策企画部定禅寺通活性化室及び仙台商工会議所に置く。

第6章 雑則

第19条 この規約にない事項及び疑義を生じた事項については、幹事会の議決を経て別に定める。

附則

（施行期日）

附則 この規約は、平成30年10月29日から施行する。

附則（令和3年1月16日改正）

この規約は、令和3年1月16日から施行する。

<定禅寺通エリア>

定禅寺通（東二番丁通以西）から2街区の範囲。



<組織体制イメージ>

